

令和7年度 和歌山市ビジネスチャンス創出支援補助金 募集要項

目次

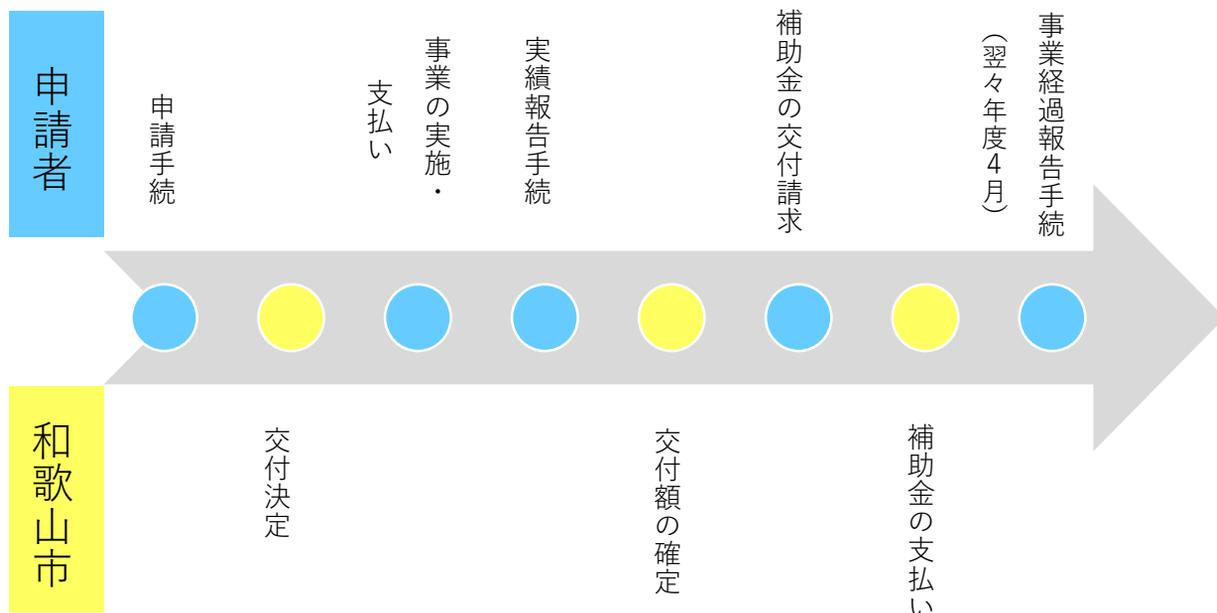
1. 目的	2	7. 申請手続き	9、10
2. 補助対象者	2	8. 実績報告手続き	11、12
3. 補助事業の実施期間	3	9. 補助金の交付請求手続	13
4. 補助金額	3	10. 事業経過報告手続	13
5. 補助対象経費	3	11. 留意事項	14
6. 補助対象事業	4～8	12. 書類提出先・お問い合わせ先	14

交付申請受付 令和7年4月1日から令和8年1月30日まで

(予算枠に達し次第、受付終了します)

事業完了期限 令和8年2月27日まで

申請の流れ



- ※ 必ず市の交付決定を受けてから、事業の実施・支払いを行ってください。
- ※ 令和8年2月27日までに補助対象事業を完了する必要があります。

1 目的

市内の中小企業者のビジネスチャンス創出を支援することにより、本市産業の振興を図ることを目的としています。

市内の中小企業者が、国内※¹や海外、オンラインで開催される見本市等への自社製品※²の出展、自社ECサイト※³の構築及びモール型ECサイトへの出店、自社新製品※⁴の広告宣伝、チャレンジ新商品※⁵認定事業で認定を受けた商品の改良を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ※1 和歌山県外又は和歌山城ホールで開催される見本市等が対象となります。
- ※2 自社で開発した製品となります。他社から製造のみ引き受けている製品等は対象外です。
- ※3 インターネット上で商品やサービスを購入し、決済までを一連に行うことができるものをいいます。インターネット上に商品等の紹介ページがあっても、インターネット以外の方法のみによって受注・決済する形式のウェブサイトに関しては対象外です。
- ※4 発売日から2年を経過しない自社製品又は、販売価格及び当該年度内の新発売が決定している自社製品となります。
- ※5 市内の中小企業者（法人・個人）が開発した優れた新商品について、和歌山市が「チャレンジ新商品」として認定し、PR等の支援を行っています。ビジネスチャンス創出支援補助金は、チャレンジ新商品の認定を受けた場合は一部事業の補助金額を増額しております。また、自社製品の改良事業はチャレンジ新商品の認定を受けていなければ申請することができません。なお、チャレンジ新商品認定事業は新規募集を行っておりません。

2 補助対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（別表1参照）であって、次に掲げる要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 和歌山市内に事務所又は事業所を有すること。（法人の場合）
または
和歌山市民であり、和歌山市内に事務所を有すること。（個人の場合）
- (2) 和歌山市税の滞納がないこと。
- (3) 現年度に当補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 前年度を含む過去3年度連続して当補助金の交付を受けていないこと。

別表1：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

主たる事業の業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記3業種を除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

3 補助事業の実施期間

当補助金は、交付決定から令和8年2月27日までに、事業完了及び補助対象経費の支払いを済ませていることで補助対象事業の完了とみなしています。期間内に事業が完了しない場合は、いかなる理由がありましても補助金を交付することは、出来ませんのでご注意ください。

4 補助金額

- (1)補助率 補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満は切り捨てます。
- (2)補助上限額 補助事業によって異なります。下表のとおりです。

補助対象事業	補助限度額	
	一般 (右記事業者以外)	チャレンジ新商品認定事業者
国内販路開拓事業	30万円	50万円 (グランプリ事業者は70万円)
海外販路開拓事業	70万円	
ECサイト構築事業	20万円	
新製品広告宣伝事業	20万円	50万円 (グランプリ事業者は70万円)
自社製品改良事業 (チャレンジ新商品 認定事業者のみ)	無	

5 補助対象経費

事業ごとに補助対象が異なりますので、詳細は**6. 補助対象事業**をご確認ください。

(注意事項)

- ・補助金の交付決定前に支払った経費は、補助対象経費として認められません。
- ・消費税及び特許印紙税等日本国内の税金は対象外です。
- ・国、本市以外の地方公共団体、その他公共団体から同一事業について補助金の交付を受ける場合、補助対象経費から当該補助金の交付を受ける額を差し引き補助対象経費とします。
- ・国内・海外販路開拓事業で、テスト販売以外に収益が発生した場合には補助対象経費から差し引きます。

6 補助対象事業

- ①国内販路開拓事業
- ②海外販路開拓事業
- ③E C サイト構築事業
- ④新製品広告宣伝事業
- ⑤自社製品改良事業

※上記①～⑤の5事業のうち、当該年度につき1事業申請できます。

※補助対象経費の合計が20万円（E C サイト構築事業は10万円）に満たない場合、補助対象事業となりません。

※同一事業について、本市から他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象事業となりません。

①国内販路開拓事業

和歌山県外又は和歌山城ホール、オンラインで開催される国内見本市又は展示会へ自社製品を出品する事業 ※即売を主目的とする見本市等は除きます。

補助対象経費

(1)出品料	出品に要する経費
(2)小間装飾費	照明・看板等の小間を装飾する経費、備品のリース料、電気・ガス・水道等の工事費及び使用料等
(3)通信運搬費	出品物の搬出・搬入に伴う送料、自社車両による搬出・搬入に伴う有料道路通行料及び駐車代金、案内状の発送経費等
(4)印刷製本費	見本市等への出品に伴い作成するパンフレット・案内状・ポスター等の作成経費等
(5)広告宣伝費	見本市等への出品に伴う、見本市等のガイドブックや業界紙誌等への広告掲載費等
(6)商談のマッチングに要する経費	オンライン展示商談会の参加料やチャット・webミーティング、オンライン名刺交換に要する費用、プレゼンテーション参加費等 ※オンライン見本市等のみ対象
(7)ログ計測又はアンケートに要する経費	オンライン上の自社ブースへのアクセスログの計測・解析や参加事業者に対するアンケートに要する費用等 ※オンライン見本市等のみ対象

②海外販路開拓事業

海外又はオンラインで開催される見本市又は展示会（テスト販売を含む。）へ自社製品を出品する事業 ※即売を主目的とする見本市等は除きます。

※テスト販売とは、試作品に改良を加えるため、当該試作品の使用感、効果その他の当該試作品の使用に係る情報を収集する目的で行う不特定多数に対する試験的な販売を言います。

海外販路開拓事業では、販売期間が6ヶ月以内のテスト販売を補助対象としております。

※販売（テスト販売を含む）などによる収益が発生した場合は、補助対象経費からその収益（総売上）を差し引き補助対象経費とします。

※テスト販売にて旅費を計上する場合、テスト販売期間中2往復分の航空運賃を上限とします。

補助対象経費

(1)出品料	出品に要する経費
(2)小間装飾費	照明・看板等の小間を装飾する経費、備品のリース料、電気・ガス・水道等の工事費及び使用料等
(3)通信運搬費	出品物の搬出・搬入に伴う送料
(4)印刷製本費	見本市等への出品に伴い作成するパンフレット・ポスター等の作成経費等
(5)広告宣伝費	見本市等への出品に伴う、見本市等のガイドブックや業界紙誌等への広告掲載費等
(6)翻訳料・通訳料	見本市等での通訳費、見本市等で配布するパンフレット等の翻訳費等
(7)旅費	本国から出国及び本国に帰路する際に係る航空運賃 航空機のファーストクラス料金等、普通料金以外のもは認められません。
(8)宿泊料	宿泊に関する費用については、別表3の通り上限金額を設定しています。 見本市等開催期間内と前後1日（搬入・搬出のため）の宿泊費を補助対象経費として認められます。
(9)商談のマッチングに要する経費	オンライン展示商談会の参加料やチャット・webミーティング、オンライン名刺交換に要する費用、プレゼンテーション参加費等 ※オンライン見本市等のみ対象
(10)ログ計測又はアンケートに要する経費	オンライン上の自社ブースへのアクセスログの計測・解析や参加事業者に対するアンケートに要する費用等 ※オンライン見本市等のみ対象

別表3：宿泊料金の上限金額について（1日当たりの上限額）

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ（アラブ首長国連邦）、ジッタ（サウジアラビア）、クウェート、リヤド（サウジアラビア）、アビジャン（コートジボワール）	19,300円
甲地方	北アメリカ、ハワイ、グアム、（西）ヨーロッパ、中近東地域	16,100円
乙地方	それ以外	12,900円
丙地方	中国、インド、メキシコ、南米、アフリカ	11,600円

展示会の開催国がいずれに該当するか、ご不明な場合はお問い合わせください。

④新製品広告宣伝事業

新製品（発売から2年以内のものに限る）の宣伝を行うもので、当該宣伝をすることにより県外への販路拡大効果が見込まれる事業

補助対象経費

(1)PRパンフレット、チラシ等作成費	以下については対象外となりますのでご留意願います。 ・テレビコマーシャルに関する経費 ・セール、キャンペーン等の一時的な経費 ・企業PRパンフレット作成、動画作成等 ・すでに作成しているパンフレット等の印刷製本費
(2)PRパンフレット、チラシ等印刷製本費	
(3)ウェブ上で公開するPR用動画作成費	
(4)新聞、雑誌等への広告掲載費	
(5)検索連動型広告費	

・検索連動型広告とは

インターネット広告の一種。検索サービスの利用者がキーワードを入力すると、そのキーワードに関連した広告を検索結果のページに表示するものです。

⑤ 自社製品改良事業（チャレンジ新商品の認定を受けた商品に限る）

県外への販路を拡大するために、機能の向上及び形状の変更を伴うチャレンジ新商品認定の自社製品を改良する事業

※製品を量産するための経費（原材料費、機械装置費、外注加工費等）は対象外です。

※令和8年2月27日までに**改良製品を市場で販売する必要があります。**

補助対象経費

(1)原材料費	原材料の購入に要する経費
(2)機械装置費	機械装置の購入、改良、借用及びこれらに付随する費用 ※パソコン、コピー機等汎用性のある機械装置又は工具器具導入に関する経費は、対象とはなりません。
(3)工具器具費	工具器具の購入、改良、借用及びこれらに付随する費用
(4)外注加工費	外注加工に要する経費
(5)委託費	専門家に市場調査を委託する際に要する経費、商品デザインに関する経費、品質検査費用等
(6)専門家への相談謝礼費	専門家に技術指導を受ける際に要する経費 ※別表4のとおり上限金額を設定しています。
(7)知的財産権等関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権、商標権、実用新案権、意匠権の取得に係る特許庁への出願費用（特許印紙、出願手数料等に係る費用を除く。）及び弁理士費用 ・外国特許出願のための翻訳料、外国特許庁に納付する出願手数料 ・先行技術調査にかかる費用 ・外国現地代理人の事務手数料（通訳料含む） ・国際調査手数料（調査手数料、送付手数料、追加手数料、文献の写しの請求にかかる手数料） ・国際予備審査手数料（審査手数料、取扱手数料、追加手数料、文献の写しの請求にかかる手数料）

別表4：専門家への相談謝礼費の上限金額について

（単位：円）

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,700	大学副学長級			
③	8,700	大学学部長級		工場長級	部長級
④	7,900	大学教授1級			
⑤	7,000	大学教授2級	12年以上	部長級	—
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	2,600	大学助手級以下2		係員2	課員2
⑪	1,600	大学助手級以下3		係員3	課員3

7 申請手続

(1) 受付期間 令和7年4月1日～令和8年1月30日まで

- ※ 受付期間内であっても、予算枠に達し次第、受付を終了します。
- ※ ①国内販路開拓事業②海外販路開拓事業については、見本市等の開催日から原則30日前までに申請してください。ただし、見本市等の開催日が4月1日から30日である場合に限り、30日以内の受付を可能とします。

(2)-1 提出書類 (①～⑤すべての事業共通)

指定様式は本市ホームページから取得できます。

次ページに、
補助事業ごとの
提出書類がありますので
ご確認ください。

- 補助金等交付申請書 ※指定様式
住所、氏名（法人の場合、法人名と代表者肩書・氏名）を記入（ゴム印可）してください。
- 収支予算書 ※指定様式
 - ・本事業に係る全費用について、科目ごとに見積額をご記入ください。
 - ・見積額のうち、消費税等の税金など補助対象外の額については、備考欄にその金額をご記入ください。
 - ・補助対象経費の総額が20万円未満（ECサイト構築事業は10万円未満）の場合は、交付申請することはできません。
 - ・補助金の交付決定前に支払いのあった経費は、補助対象経費として認められません。
 - ・現地通貨での補助対象経費がある場合は、下記サイトにて交付申請日が該当する月の為替レートで円換算し、金額をご記入ください。（②海外販路開拓事業に限る）

【日本銀行ホームページ】http://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/index.htm/
- 見積書等費用根拠資料
概算見積ではなく、工数・仕様等が明確に記載されたもの。
- 口座振替申出書 ※指定様式
和歌山市で口座未登録の場合や、登録口座情報に変更がある場合に限る。
- 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の完納証明書）
市税の完納証明書は、発行日から3か月以内の**原本**をご提出ください。証明発行窓口にて完納証明書が発行できないと案内された場合は、直近年度の非課税証明書をご用意ください。
- 法人市民税の納税証明書(法人の場合) 又は 確定申告書控えの写し(個人の場合)
 - ・法人市民税の納税証明書は、発行日から3か月以内の直近年度分の**原本**をご提出ください。
 - ・確定申告書の控えは、直近年分の写しをご提出ください。
- 履歴事項全部証明書(法人の場合)又は 住民票(法人の場合)
発行日から3か月以内の**原本**をご提出ください。
- 認定書(認定事業者)の写し 又は グランプリ授与決定通知書(特別枠認定事業者)の写し
チャレンジ新商品認定又はグランプリ受賞商品の出品による補助増額枠の場合に限る。

(2)-2 提出書類（事業ごとに異なります。）
(2)-1に追加して以下の書類もご用意ください。
指定様式は本市ホームページから取得できます。

①国内販路開拓事業

- 事業計画書（国内販路開拓事業及び海外販路開拓事業） ※指定様式
- 出品する自社製品に関する資料等
自社製品に関するチラシ、パンフレット、写真等。
- 見本市等の開催要項等

②海外販路開拓事業

- 事業計画書（国内販路開拓事業及び海外販路開拓事業） ※指定様式
- 出品する自社製品に関する資料等
自社製品に関するチラシ、パンフレット、写真等。
- 見本市等の開催要項等
- テスト販売実施計画書 ※指定様式
テスト販売を実施する場合に限る。

③E Cサイト構築事業

- 事業計画書（E Cサイト構築事業） ※指定様式
- 構築するE Cサイト又は出店するモール型E Cサイトに関する資料等
どのようなサイトを活用するのか等のECサイトに関する資料。

④新製品広告宣伝事業

- 事業計画書（新製品広告宣伝事業） ※指定様式
- 広告宣伝する新製品に関する資料等（2点ともご用意ください。）
 - ・新製品に関するチラシ、パンフレット、写真等。
 - ・新製品（発売日から2年未満）の発売日が確認できる資料。

⑤自社製品改良事業

- 事業計画書（自社製品改良事業） ※指定様式
- 改良前自社製品に関する資料等
改良する自社製品に関するチラシ、パンフレット、写真等。

8 実績報告手続

補助事業の完了日から30日を経過した日までに実績報告を行ってください。

(1) 補助事業の完了日

補助事業による完了日は下表のとおりです。

※ただし、**令和8年2月27日までに事業を終了して**実績報告をする必要があります。

補助事業	完了日（どちらか到来日の遅い方）
①国内販路開拓事業 ②海外販路開拓事業	・見本市等の終了日 ・補助対象経費の支払いが済んだ日
③ECサイト構築事業	・自社ECサイト又はモール型ECサイトへの公開日 ・補助対象経費の支払いが済んだ日
④新製品広告宣伝事業	・広告掲載日（広告宣伝終了日） ・補助対象経費の支払いが済んだ日
⑤自社製品改良事業	・自社製品の販売日 ・補助対象経費の支払いが済んだ日

(2)-1 提出書類（①～⑤すべての事業共通）

指定様式は本市ホームページから取得できます。

次ページに、
補助事業ごとの
提出書類がありますので
ご確認ください。

- 補助事業等実績報告書 ※指定様式
- 収支決算書 ※指定様式
 - ・消費税等の税金は補助対象外となりますので、備考欄にその金額をご記入ください。
 - ・国、本市以外、その他公共的団体から同一の事業について補助金の交付を受けた場合は収入の部の「その他」に当該補助金の交付金額をご記入ください。
 - ・補助金の交付決定前に支払いのあった経費は、補助対象経費として認められません。
 - ・申請の段階より補助対象経費が高額になった場合でも、全体額として交付決定金額以上の補助金を交付できませんのでご注意ください。
 - ・補助対象経費が20万円未満（ECサイト構築事業は10万円未満）になった場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
 - ・現地通貨での補助対象経費がある場合は、下記サイトにて領収日の日付が該当する月の為替レートで円換算し、金額をご記入ください。（②海外販路開拓事業に限る）
【日本銀行ホームページ】http://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/index.htm/
- 補助金の交付決定後に事業着手を行ったことを証する書類の写し
発注書・契約書等の事業着手日が確認できる書類。
- 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し
 - ・口座振込等による支払いのため領収証がない場合は、振込受付書等のコピー。
 - ・何の領収証であるかがわかるように、請求明細書等があればそのコピーもあわせてご用意ください。
 - ・支払者が申請者であるものに限りです。
 - ・書類の記載内容が読み取れるように鮮明なコピーをお願いします。
 - ・この見本市出展に関係する領収証は小額のものでも保管しておいてください。

(2)-2 提出書類（事業ごとに異なります） (2)-1に追加して以下の書類もご用意ください。

指定様式は本市ホームページから取得できます。

①国内販路開拓事業

- 事業報告書（国内販路開拓事業及び海外販路開拓事業） ※指定様式
- 見本市等に出展した際の状況写真（2、3枚程度）

②海外販路開拓事業

- 事業報告書（国内販路開拓事業及び海外販路開拓事業） ※指定様式
- 見本市等に出展した際の状況写真（2、3枚程度）
- テスト販売実施報告書
テスト販売を実施する場合に限る。
- テスト販売の収支を証する書類等
テスト販売を実施する場合に限る。

③E Cサイト構築事業

- 事業報告書（E Cサイト構築事業） ※指定様式
- 製作した成果品等の概要が分かる資料、動画等

④新製品広告宣伝事業

- 事業報告書（新製品広告宣伝事業） ※指定様式
- 製作した成果品等の概要が分かる資料、動画等

⑤自社製品改良事業

- 事業報告書（自社製品改良事業） ※指定様式
- 自社製品の改良の状況が分かる資料、写真等
- 商品の販売状況が分かる資料等
- 取得財産報告書
補助対象経費として、機械装置費又は工具器具費を計上しており、事業実施後においても資産価値が見込まれる場合に限る。

9 補助金の交付請求手続

実績報告書提出後、市は審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者
に通知します。確定通知書が届いたら、速やかに補助金の交付請求を行ってください。

(1) 提出書類

- 補助金等交付請求書 ※指定様式
 - ・ 指定様式は本市ホームページから取得できます。
 - ・ 法人の場合、氏名欄には法人名と代表者肩書・氏名を記入してください。
 - ・ 法人の場合、押印する印鑑は和歌山市に口座登録している印鑑と一致させてください。

10 事業経過報告手続

補助事業終了後の経過報告を翌々年4月1日から4月30日までに行ってください。

⑤自社製品改良事業は、補助事業実施年度以降の3年間、それ以外の事業については
補助事業実施年度以降1年間の経過報告が必要です。

経過報告書の提出がない場合は、補助金を返還していただくことがありますのでご
注意ください。

(1) 提出書類

- 事業経過報告書（指定様式あり。事業によって異なります。）
指定様式は本市ホームページから取得できます。
- 経過報告の内容を確認できる資料等

(2) 提出期間

補助事業	提出期間（令和7年度交付申請者の場合）
①国内販路開拓事業 ②海外販路開拓事業 ③ECサイト構築事業、 ④新製品広告宣伝事業	令和9年4月1日から4月30日
⑤自社製品改良事業	・ 1回目 令和9年4月1日から4月30日まで ・ 2回目 令和10年4月1日から4月28日まで ・ 3回目 令和11年4月1日から4月27日まで

1 1 留意事項

(1)補助回数の制限

1 会計年度における当補助金の交付申請は、1 申請者につき 1 回です。

(2)着手日の確認について

実績報告の際に発注書、契約書等により着手日の確認をしております。
補助の対象となるのは、交付決定日以後に支払った経費に限られます。

(3)財産処分の制限

補助事業の実施により取得した財産に関して、補助事業終了後の翌年度から 5 年間、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。

(4)関係書類の整備

補助事業者は、補助対象経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければなりません。

(5)事業経過報告の提出義務（補助金の返還）

補助事業完了後、事業経過報告（補助事業完了年度の翌年度 1 回、自社製品改良事業については 3 回）を提出してください。提出がない場合には、補助金を返還していただくことがありますのでご注意ください。

(6)現地調査

補助対象事業の実施内容を確認するため、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。

1 2 書類提出先・お問い合わせ先

書類を提出される際は、下記宛てに郵送またはご持参ください。

和歌山市役所 商工振興課 （本庁舎10階）
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 和歌山市商工振興課 宛

電話番号 : 073-435-1233

メールアドレス : shoko@city.wakayama.lg.jp